

アイドリング・ストップにご協力を！

～青い空、きれいな空気を子ども達に残すために～

(環境保全条例 第56条の6)

千葉県条例では、運転者に自動車を駐車又は停車するときのエンジン停止を義務付けています。

アイドリング・ストップは、大気汚染の改善、騒音の低減及び地球温暖化の防止だけでなく、燃料の節約にもつながります。

きれいな地球を未来に残すため、アイドリング・ストップにご協力をお願いします。

こんな時、不要なアイドリングはやめましょう！

- 運転者が車から離れているとき
- 荷物の積み下ろしのとき
- 駅などで客待ち、人待ちのとき
- スーパー・コンビニなどで買い物のとき
- サービスエリアなどで休憩するとき

忘れずに！



エコドライブキャラクター
「エコ丸くん」

「1日10分間アイドリング・ストップを行った時の効果」 (環境省資料より)

代表的な車種	燃料消費量 (ℓ/年)	二酸化炭素排出量 (kg/年)
乗用車 (2000cc ガソリン車)	51.1	32.85
大型トラック (10 t 積ディーゼル車)	80.3~109.5	58.4~80.3

こんな場合は、アイドリング・ストップ義務の対象外！

- 信号待ち・交通渋滞・人の乗り降りして停車する場合
- 貨物の冷蔵装置等の動力として使用する場合
- 緊急自動車を緊急用務で使用する場合

乗用車は、20分のアイドリングで牛乳ビン1本以上の燃料が使われます。アイドリング・ストップで青い空、きれいな空気を守りましょう！

運転者以外についても、次の事項が義務付けられています。

自動車を使用する事業者

事業者が管理する自動車の運転者にアイドリング・ストップをするよう指導してください。

収容能力20台以上又は面積500㎡以上の駐車場の設置者及び管理者

駐車場の利用者がアイドリング・ストップをするよう、看板の掲示等により周知してください。

※看板は裏面を参考にしてください。

貨物の積卸し施設設置者

冷蔵装置等を有する貨物自動車が積卸しの際、エンジンを停止した状態で冷蔵装置等を稼働できるよう、外部電源の設置に努めてください。

< 問い合わせ先 >

千葉県環境生活部大気保全課

< TEL >

043 (223) 3810

アイドリング・ストップにご協力を

千葉県条例では、駐停車中のエンジンの停止が義務付けられています。

駐車したら、エンジンを速やかに停止してください。

**不要なアイドリングはやめましょう！
駐車場では車も休憩**

